

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 品種保護に向けた環境整備

【57,936(72,420)千円】

対策のポイント

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

<平成19年度における技術開発作物>

りんどう、キク、芝草、落花生、スイカ、海苔

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. オリジナル品種の権利保護の取組

海外への輸出を図るオリジナル品種について、品種を識別するためのDNA分析技術を開発し、権利保護を支援する。

2. 花き種苗の品種識別技術開発確立

品種登録数の多い花きについて、品種識別技術を開発し、不正に生産された花きの輸入対策に加え、積極的な海外市場開拓により高品質花きの輸出促進を図る。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

<補助率>

1/2

[担当課：生産局種苗課 電話 03-6744-2118]

品種保護に向けた環境整備

○ 我が国の優良な花きやオリジナル品種の海外への輸出を促進するために、DNA品種識別技術の開発を支援。（補助率1/2）

アジア諸国において

- ・我が国で育成されたオリジナル品種が、無断で持ち出され生産される等の権利侵害が発生。
- ・我が国の輸出農産物から種苗が無断増殖され、その生産物が我が国からの輸出農産物と競合したり、我が国へ逆輸入されるなどの恐れがある。
- ・品種保護制度の整備の遅れ等により、育成者権の取得、権利行使、権利侵害への対応が十分でない。

オリジナル品種等の輸出が進まない

